

「アウトドアを楽しむ会」 会則

制定：平成 10 年 01 月 24 日
改定：平成 18 年 01 月 28 日
改定：平成 19 年 01 月 27 日
改定：平成 21 年 02 月 07 日
改定：平成 22 年 02 月 06 日
改定：平成 27 年 02 月 14 日

第 1 条 (会の名称)

この会は「アウトドアを楽しむ会」と呼び、事務所を盛岡市に置く。

第 2 条 (会の目的)

この会は、アウトドアスポーツ愛好者による会員相互の親睦と心身の健康増進をはかり、あわせて地域社会に貢献することを目的とする。

第 3 条 (会の事業)

この会は目的達成のため次の事業を行う。

1. 山歩き、ハイキングおよびアウトドアスポーツ
2. 講習会
3. 会報の発行
4. 諸団体との交流
5. その他目的達成のために必要と認められる事業

第 4 条 (会員の資格)

この会は、松園地区および盛岡地域周辺に在住する個人の会員で構成する。

第 5 条 (会への加入・退会)

この会に加入しようとする者は、加入申込書に会費、労山新特別基金を添えて事務局に申し込む。この会を脱会する場合は、本人の申し出によるものとする。

第 6 条 (会の機関)

この会の事業を円滑に行うために次の機関を置く。

1. 総会
2. 運営委員会

第 7 条 (総 会)

総会はこの会の最高決定機関で会員と役員で構成し、年 1 回会長が召集する。

第 8 条 (総会の設立)

総会は会員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。

第 9 条 (総会の決議事項)

次の事項は総会で決めなければならない。

1. 規約の改廃
2. 役員を選出
3. 事業計画の決定
4. 会計報告
5. その他重要な事項

第 10 条 (運営委員会)

運営委員会はこの会の役員で構成し、必要と認められる時期に会長が召集する。

第11条 (運営委員会の協議事項)

運営委員会は活動および事業企画を協議決定し、その推進をはかる。

1. 活動の推進
 - (1) 講習会の企画立案
 - (2) 会報の発行
 - (3) 諸団体との交流立案
2. 事業企画の推進
 - (1) 企画の計画立案と諸事務処理
 - (2) 事業企画の会計予算および決算
 - (3) 事業企画参加費の決定
 - (4) 会員への募集案内と集約
3. 企画委員の委属
事業企画の計画立案に当たり企画委員を委嘱することができる。
4. その他必要な事項

第12条 (専門部の設置)

この会の運営委員会に各専門部を置き、事業活動を委嘱することができる。

第13条 (専門部の役割)

会活動の円滑な事業推進に向け以下の専門部を置く。

1. 山行企画部：山行の企画運営に関する事項
2. ハイキング企画部：ハイキングの企画運営に関する事項
3. 会報部：会報の発行に関する事項
4. 教育・遭難対策部：山行における事故防止および事故発生時の対応に関する事項
5. 自然保護部：活動山域の自然保護に関する事項
6. その他

第14条 (専門部の構成)

各専門部は役員および会員で分掌し、次で構成する。

部長	1名
副部長	1名
部員	若干名

第15条 (役員)

この会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
会計	1名
事務局長	1名
事務局次長	1名
運営委員	若干名

第16条 (役員の任務)

役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し会の業務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故の場合はその業務を代行する。
3. 会計は会計に関する一切の業務を処理する。
4. 事務局長は事業企画の業務を統轄する。

5. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故の場合はその業務を代行する。
6. 運営委員は事業企画の業務を分掌する。

第17条 (役員任期)

役員任期は1年とし、再選を妨げない。

第18条 (運営経費)

この会の運営は、会費、事業企画参加費、その他の収入をもって運営し、次の会計処理による。

- 一般会計：会費を主たる収入源とする会全体の会計。
- 事業企画会計：事業企画参加費を主たる収入源とする1事業企画毎の会計。

第19条 (会費)

この会の会費は本会(アウトドアを楽しむ会)会費 3,000円と、県連(岩手県勤労者山岳連盟)会費 2,280円を会計年度当初に一括納入する。ただし、同一世帯に複数会員がいる場合は、2名目以降の本会会費は半額とする。

また、年度途中で加入した場合の会費については、残月数に応じた額とする。

第20条 (事業企画参加費)

この会の事業企画参加費は、1事業企画毎に決定し、1事業企画毎に決算する。
また、1事業企画毎決算後の余剰金は一般会計に繰り入れる。

第21条 (会計年度)

この会の会計年度は毎年1月1日～12月31日までとする。

第22条 (会計監事)

この会に会計監事2名を置く。

1. 会計監事は総会において選出する。
2. 会計監事の任期は総会から翌年度総会までとし、再選を妨げない。

第23条 (会計監事の任務)

会計監事はこの会の会計に関わる一切の処理事項を年1回以上監査し、その結果を総会または運営委員会に報告する。

第24条 (準会員の資格)

この会の趣旨に賛同し、会報を通じた地域社会への貢献および周辺住民との親睦等を目的に準会員として加入することができる。

第25条 (準会員の会費)

準会員の会費は、本会会員会費の半額とする。

第26条 (準会員の制約)

会報の購読、親睦を目的とした事業企画への参加はできるが、以下の制約を受ける。

1. 役員への被選挙権を有しない。
2. 総会での議決権を有しない。
3. 会山行への参加は認めない。
4. その他

第27条 (会員個人の責任)

この会の活動および事業企画に対する参加可否の判断は、会員個々の自己健康等を考慮し

自己の責任によりおこなう。また、活動および事業企画における言動および行動についても、会員個々の常識的判断による自己の責任とする。

第28条 (組織、個人の債務責任)

この会の組織および機関、または会員個人および役員個人は、この会の活動および事業企画中の事故等に対し一切の責任を問われない。

第29条 (その他協議)

この会則に定めのないものは、総会および運営委員会で協議する。

付 則 (設立総会時会則の策定)

この会則は平成10年01月24日に施行し、平成10年01月25日から適用する。

付 則 (第9回定期総会時の改定)

この会則は平成18年01月28日に施行し、平成18年01月29日から適用する。

付 則 (第10回定期総会時の改定)

この会則は平成19年01月27日に施行し、平成19年01月28日から適用する。

付 則 (第12回定期総会時の改定)

この会則は平成21年02月07日に施行し、平成21年02月08日から適用する。

付 則 (第13回定期総会時の改定)

この会則は平成22年02月06日に施行し、平成22年02月07日から適用する。

付 則 (第18回定期総会時の改定)

この会則は平成27年02月14日に施行し、平成27年02月15日から適用する。